

## 綱島 SST サイクルシェアリングサービスご利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (定義)

本規約における用語は次の意味を有するものとします。

手元スイッチ	シェアリング自転車に備え付けた自転車の操作および鍵の制御装置をいう。
サイクルシェアリングシステム	サービス運営時間内において、シェアリング自転車をポートに入出庫することにより、会員に対してシェアリング自転車の貸し渡しを行うシステムをいう。
シェアリング自転車	当社が提供する共同利用のための自転車をいう。
ポート	シェアリング自転車の貸出、返却及び保管する場所をいう。
会員	当社との間でサイクルシェアリングシステムにかかる入会契約を締結し、サイクルシェアリングシステムを利用する者をいう。
運営主体	本規約に定めるサービスの運営を行なう以下の事業主体者をいう。 パナソニック サイクルテック株式会社 連絡先：mail： <a href="mailto:pct.cs1@gg.jp.panasonic.com">pct.cs1@gg.jp.panasonic.com</a>
運営受託先	本規約の規定に従い、サービスの一部の運営を受託された事業者をいう。 株式会社サンオータス 連絡先：オリックスレンタカー横浜鶴見店 フリーダイヤル 0120-860-543（営業時間 8:00～20:00） ※年末年始など時期によりお休みを頂く場合があります。 詳しくは店舗までお問い合わせください。
運営事務局	シェアリング自転車及びポートの維持管理、会員の対応を行うもので、上記の運営受託先が担う。

#### 第2条 (規約の適用)

1. パナソニックサイクルテック株式会社（以下「当社」という）は、当社が運営する「綱島 SST サイクルシェアリングサービス」（以下「本事業」という）において、サイクルシェアリングシステムへ入会を希望する個人との間で、本規約に定めるところにより、サイクルシェアリングシステムへ入会するために契約（以下「入会契約」という）を締結し、会員に対して、入会期間中、シェアリング自転車を貸し渡すサービスを提供するものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従

うものとしします。

2. 当社は、“ご利用の手引き”を作成することができるものとしします。本規約と当該“ご利用の手引き”との間に相違がある場合は、当該“ご利用の手引き”が優先して適用されるものとしします。
3. 本規約は、会員に適用されるものとしします。

## 第2章 入会契約

### 第3条 (入会契約の締結など)

1. サイクルシェアリングシステムへの入会を希望する個人は、本規約を承諾のうえ当社に対して、当社が指定する方法により入会契約の申込みを行うものとしします。なお、申込者が未成年の場合は事前に保護者の同意を得たうえで申込みを行うものとしします。(未成年者による入会申込みがあった場合、既に保護者の同意が得られているものとして取り扱います。)
2. サイクルシェアリングシステムへの入会を希望する個人による前項の申し込みに対し、当社が承諾した場合に、入会契約が成立するものとしします。なお、当社は、プランの種類、その内容、注意事項、ポートの増設・廃止等サイクルシェアリングシステムに関する情報の詳細について (a) 当社所定のウェブサイトにおいて公表、または (b) 会員のご登録メールアドレス宛にメールにて案内のいずれか適宜の方法を選択して行なうものとしします。もし、会員のご連絡先変更のお届出がなかったことにより、前記の案内が届かなかった場合であっても当社は何ら責任を負わないものとしします。
3. 当社は、入会希望者が、次の各号の一にでも該当する場合には、入会契約の締結を拒絶することができるものとしします。
  - ① 身長 142cm に満たないとき
  - ② 過去の貸し渡しについて、料金の支払いを滞納しているとき
  - ③ 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき
  - ④ 13 歳未満でヘルメットの着用をお約束いただけないとき
  - ⑤ 自転車に乗り慣れていないとき
  - ⑥ 病気、怪我、妊娠されている方、高齢、自転車の運転に支障があるとき
  - ⑦ 身体機能または認知機能が衰えているとき
  - ⑧ 交通法規を守ることをお約束いただけないとき
  - ⑨ 本規約に同意しないとき
  - ⑩ 身体的にシェアリング自転車を安全に運転することが困難であると当社が判断したとき
  - ⑪ その他、当社が入会希望者の入会を適当でないと判断したとき
4. シェアリング自転車を利用できる者は、個人に限定されるものとしします。

#### **第4条（利用条件・広域連携施策）**

1. 入会契約において、会員は、プラン及び支払方法を選択し、契約を行うものとします。
2. 会員は、前項に基づき契約したプラン及び支払方法に応じて、第5章に定める料金を支払うものとします。ただし、当社は、自由に無料期間を設定することができ、その期間に限り、会員（所定の条件を満たすものに限る）は、条件に従って無料で利用できるものとします。

#### **第5条（登録情報等の変更）**

1. 会員は、入会契約の申込に際し、当社に提供した個人情報、契約したプラン及び支払方法について変更が生じた場合には、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。
2. 当社は、前項において連絡された内容が、サービスの遂行に支障をきたすと判断した場合は、本変更を拒否、又は入会契約を解除できるものとします。

#### **第6条（入会契約の解除）**

当社は、会員が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、サービスの利用を一時的に停止する、又は入会契約を解除することができるものとします。

- ① 本規約その他の当社との間の契約に違反したとき。
- ② シェアリング自転車の利用において交通事故を起こしたとき。
- ③ 会員が、本規約に定める料金その他本規約に基づく金銭の支払いを一回でも遅滞したとき。
- ④ 第3条第3項の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑤ 前各号のほか、当社と会員との連絡が取れなくなった場合や入会時または変更後の情報に誤りがあった場合など、サイクルシェアリングシステムの利用継続が不適當であると当社が判断したとき。

#### **第7条（本事業の中止）**

1. シェアリング自転車又はサイクルシェアリングシステムの全部又は一部の利用不能、その他の理由により本事業の継続が困難であると当社が判断した場合には、当社は一方的に本事業を中止することができるものとします。
2. 前項の場合、当社がその旨を会員に通知することによって入会契約は終了し、会員は、入会契約が終了した日以降の基本料（会員が選択した契約プランに応じて基本料が発生する場合に限り）については支払うことを要しないものとします。

#### **第8条（中途解約）**

会員は、当社の同意を得て入会契約を解約することができるものとします。この場合、会員

は、入会契約が解約された日までの基本料（会員が選択した契約プランに応じて基本料が発生する場合に限ります）を支払うものとします。

#### **第9条（入会契約の有効期間）**

入会契約の有効期間は、入会契約締結日から本事業（本事業と同等の後継サービスを含みます）の終了日までとします。ただし、契約したプランにより入会契約の有効期間が定められている場合は、その有効期間を優先するものとします。

#### **第10条（本事業の実施期間）**

当社は、本事業の実施期間を（a）当社所定のウェブサイトにおいて公表、または（b）会員のご登録メールアドレス宛にメールにて案内のいずれか適宜の方法を選択して行なうものとします。もし、会員のご連絡先変更のお届出がなかったことにより、前記の案内が届かなかった場合であっても当社は何ら責任を負わないものとします。

なお、実施期間は、天候その他の運営上の理由により予告無く変更する場合があります。

#### **第11条（一時中断・休止・再開）**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サイクルシェアリングシステムの全部または一部の提供を一時的に中断・休止することができるものとします。
  - ① サイクルシェアリングシステム用設備の保守を定期的にまたは緊急に行う場合
  - ② サイクルシェアリングシステム用設備の障害等により全部または一部の機能の提供ができなくなった場合
  - ③ 自然現象や地域イベントやその他事由によりサイクルシェアリングシステムの安全な提供が難しいと当社が判断した場合
  - ④ 運用上または技術上、サイクルシェアリングシステム用設備の一時中断が必要であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項に基づきサイクルシェアリングシステムの全部または一部の提供を一時的に中断・休止する場合には、（a）当社所定のウェブサイトにおいて公表、または（b）会員のご登録メールアドレス宛にメールにて案内のいずれか適宜の方法を選択して行なうものとします。もし、会員のご連絡先変更のお届出がなかったことにより、前記の案内が届かなかった場合であっても当社は何ら責任を負わないものとします。

ただし、緊急時などやむを得ない場合はこの限りではありません。また中断・休止事由が解消した後、サイクルシェアリングシステムの再開についても同様とします。
3. 当社は、本条第1項に定める事由によりサイクルシェアリングシステムの一部または全てを一時的に中断・休止した場合であっても、これに起因して会員が被った損害について責任を負わず、中断・休止期間にかかる料金の返還はしないものとします。

## 第12条 (ID・パスワード等の管理)

1. 会員は、入会契約締結時に当社より発行する ID 及びパスワード、またシェアリング自転車の貸し渡し時に当社より通知される開錠パスワード（以下、総称して「ID 等」という）を、自己の責任において適切に管理するものとし、第三者に開示・漏洩又は利用させないものとします。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、ID 等の管理につきいかなる責任も負わないものとし、第三者による ID 等の利用その他の行為は、全て当該会員による利用とみなすものとします。
3. 会員は、ID 等が第三者に盗用、不正利用等された場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに当社に通知しなければならないものとします。

## 第3章 貸渡手続及び返還手続

### 第13条 (シェアリング自転車の貸渡手続きなど)

1. 会員は、サイクルシェアリングシステム上で予約をすることによってシェアリング自転車の利用をすることができるものとします。このとき、会員は、予約しようとするシェアリング自転車のバッテリーの残量や車体の状態を予約画面で確認してから予約を完了させるものとします。
2. 前項の予約は、利用開始予定時刻の 20 分前から利用予定のポートに停車中のシェアリング自転車に対してのみ行うことができるものとし、予約後、20 分を経過しても、次項以下の手続きを完了しなかった場合、予約はキャンセルされたものとみなします。
3. シェアリング自転車の貸渡手続きは、利用可能なシェアリング自転車が保管されているポートにおいて、シェアリング自転車を利用する会員が、当社所定の方法によりシェアリング自転車の開錠を行い、当社が、当該会員に対して所定のシェアリング自転車を貸し渡すこと（以下「貸渡手続き」という）により完了するものとします。なお、これによって、個別契約が成立するものとします。
4. サイクルシェアリングシステムの運用上の都合、ポートに利用可能なシェアリング自転車がない等の理由により、シェアリング自転車の貸し渡しができないことがあります。
5. 会員は、前項に定める理由によりシェアリング自転車が利用できなかったことに関して、当社に対して何らの請求（基本料の返還、代替交通手段の利用料金等の補償等の請求を含む）もしないものとします。

### 第14条 (シェアリング自転車の返還手続きなど)

1. シェアリング自転車の返還手続きは、シェアリング自転車の保管が可能なポートにおいて、会員自らがシェアリング自転車に備えつけられた鍵の施錠に加え、当社所定の方法により完了するものとします。なお、これによって、個別契約は終了するものとしま

す。

2. 会員は、シェアリング自転車の返還にあたって、シェアリング自転車に自らの遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとしします。
3. 会員は、利用開始から 48 時間以内にシェアリング自転車をポートに返還するものとしします。48 時間を超えて利用する場合は、一度、ポートに返還し、再度手続きを経て、利用してください。
4. 会員は、シェアリング自転車の保管が可能なポートがないなどの理由により、第 1 項による返還手続きができないときは、シェアリング自転車の保管が可能な別のポートに移動し返還するものとしします。このとき、当社は、会員に生じた追加的な費用を負担する責任を負わないものとしします。
5. 前項において、会員が別のポートに移動できない等の緊急の場合は、運営事務局に連絡し、その指示に従うものとしします。
6. 会員が、前項の連絡をせずに又は運営事務局の指示に従わないで、ポート以外の場所にシェアリング自転車を放置したときは、未だ返還手続きは完了していないものとみなします。ただし、シェアリング自転車等について入庫手続きが完了せずに放置されていることが判明した場合等で、当社が必要と判断したときは、当社は、会員に通知等することなく、当該シェアリング自転車等の入庫手続きを会員に代わって完了することができるものとしします。

#### **第15条（個別契約の解除）**

当社は、次の各号の一にでも該当する場合は、会員にシェアリング自転車の返還を求めることができるものとしします。

- ① 最初の利用開始から 48 時間が経過したとき。
- ② 会員によるシェアリング自転車の利用時間中において、シェアリング自転車の利用不能又はサイクルシェアリングシステムの停止その他の理由により、シェアリング自転車の貸し渡しを継続できなくなったとき。
- ③ 会員によるシェアリング自転車の利用時間中に本規約その他の当社との個別契約に違反したとき。

### **第 4 章 自転車事故の処置など**

#### **第16条（事故処理）**

1. シェアリング自転車の利用時間中に、当該シェアリング自転車に係る事故が発生したときは、会員は、事故の規模にかかわらず法令上の措置をとるとともに次に定めるところにより処理するものとしします。
  - ① 直ちに事故の状況などを所管の警察及び運営事務局に連絡すること。

- ② 当該事故に関し、当社及び当社が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
  - ③ 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、予め当社の承諾を受けること。
2. 会員は、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとします。

#### 第17条（故障・盗難などの処置など）

1. 会員は、シェアリング自転車の利用中にシェアリング自転車またはポートに異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとします。
2. 会員は、シェアリング自転車の利用中にシェアリング自転車の盗難などが発生したときは、直ちに盗難の状況などを所管の警察及び運営事務局に連絡するとともに、運営事務局に対しては届出警察署名・届出日時・届出受理番号・届出内容を報告し、運営事務局の指示に従うものとします。また、会員は、シェアリング自転車の盗難にかかる負担金として当社が指定する金額を支払うものとします。

#### 第18条（充電切れ時の対応）

シェアリング自転車の利用中に、当該シェアリング自転車のバッテリーの充電切れが発生したとき又は充電切れの恐れがあるときは、会員は、直ちに当該充電切れの状況について、運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従い最寄りのポートへのシェアリング自転車の返却等必要な対応を行うものとします。

#### 第19条（補償）

1. 当社は、成立した個別契約に基づいて、会員がシェアリング自転車を利用している間等については、下記の条件の通りの各種損害保険を付保するものとし、会員が負担した損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。
  - ① 死亡・後遺障害 5,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 3,000 円。  
ただし入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とします。 ※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。
  - ② 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 1 億円  
※シェアリング自転車等搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。

3. 警察及び運営事務局に届出のない事故若しくは会員が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害を補填が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。
4. 前二項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員がすべて負担するものとします。
5. 本条は、各種損害保険の概要を記載したものであり、詳細は保険約款によります。なお、契約手続きや保険金請求手続き等の詳細に係るお問い合わせ先は業務の運営事務局である下記の通りとします。

お問い合わせ先：株式会社サンオータス オリックスレンタカー横浜鶴見店

フリーダイヤル 0120-860-543（営業時間 8：00～20：00）

## 第5章 料金

### 第20条（利用料金）

1. 利用料金とは、会員がシェアリング自転車を利用するにあたり、会員が当社に対して支払う利用料金その他の料金をいうものとします。なお、利用料金は、解錠した時点を開始時刻とし、ポートへの返却と施錠の双方を完了した時点を終了時刻とし、いずれの時刻も、当社サイクルシェアリングシステムを管理するサーバー上に反映された時刻を基準として算定するものとします（終了時点においては、ポートへの返却と施錠の双方を完了させない限り、利用時間が継続することになります）。なお、利用時間の計算に際しては、秒数については切り上げ計算となります。
2. 当社は、利用に関する料金その他の費用を、当社所定のウェブサイトに明示するとともに、料金表を変更する場合には、(a) 当社所定のウェブサイトにおいて公表、または (b) 会員のご登録メールアドレス宛にメールにて案内のいずれか適宜の方法を選択して行なうものとします。もし、会員のご連絡先変更のお届出がなかったことにより、前記の案内が届かなかった場合であっても当社は何ら責任を負わないものとします。

### 第21条（その他の料金）

その他の料金とは、基本料、延長料金の他、当社が公表し、会員が希望した有料サービスに対し支払う料金をいうものとします。また、会員は、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他それに付随して必要となる全ての機器を各自で準備するものとし、サービスの利用に関わる一切の通信料（パケット通信料も含む）・インターネット接続料・電力を負担するものとします。

### 第22条（料金の支払い）

1. 会員は、サービスの提供を受けた月に係る料金の合計額を、翌月の当社が指定する支払



日をもって、会員が第4条第1項で契約した、または第5条第1項に従って変更された支払い方法により、当社に対して支払うものとしします。なお、会員への請求は、シェアリング自転車の利用が終了した時刻を基準としてご利用月が区別されますが、クレジットカード会社によって、会員への請求月が異なることがあります。

2. 当社は、前項の手段により会員から支払いを受けられない場合には、当社が定める他の決済手段により支払いを受けることができるものとしします。

### 第23条（料金の返金）

1. 当社は、システム上の不具合（以下「本件不具合」という）を直接の原因として、シェアリング自転車の入庫手続きが不可能若しくは著しく困難な状況になったことにより、会員が利用できなくなった場合、次の各号の全てに該当するときは、会員の請求に応じて、返金いたします。
  - ① 会員が本件不具合に気づいてから直ちに、運営事務局へ通知が行われたこと（本件不具合を発見したその場で運営事務局への通知がない場合は本要件を満たしません）。
  - ② 当社の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること。
  - ③ 当社に対し、本件不具合が推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 当社は、本件不具合の翌月末日までに会員に対して返金処理を行うものとしします。実際のご返金日は、ご登録頂いたクレジットカードによって異なります。（詳しくは、カード会社にお尋ねください。）
3. 返金は、原則としてクレジットカードへの返金または会員の金融機関の口座に振込む方法によって行われるものとしします。

## 第6章 責任

### 第24条（定期点検整備）

当社は、シェアリング自転車及びポートに対して、当社の定める基準により定期点検整備を実施します。

### 第25条（利用前点検）

1. 会員は、シェアリング自転車を借り受ける都度、ブレーキの利き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、手元スイッチ、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとしします。
2. 会員は、シェアリング自転車の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに運営事務局に連絡し、利用を中止するものとしします。
3. 前項の連絡がないままシェアリング自転車を利用した場合は、借受け時において、シェアリング自転車に損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

## 第26条（管理責任）

1. 会員は、善良な管理者の注意をもってシェアリング自転車を利用・保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、個別契約に基づくシェアリング自転車の貸渡手続きが完了したときより始まり、当該自転車の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

## 第27条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならないものとします。

- ① シェアリング自転車を会員本人以外の者に利用させること。
- ② 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為
- ③ 交通規則を無視したシェアリング自転車の利用。
- ④ 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用
- ⑤ 歩行者などの通行障害となるような行為
- ⑥ 自転車の構造・装置・付属品などの改造・取り外し・変更・無効化
- ⑦ 靴を履かない利用、駆動部分への巻き込みが起こるような服装・衣装を着用しての利用
- ⑧ 雪や氷の上等滑りやすい路面での走行、冠水した場所の走行、その他悪天候下での利用
- ⑨ 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪
- ⑩ ポート以外の場所への放置や乗り捨て行為。
- ⑪ 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為
- ⑫ シェアリング自転車を各種テスト若しくは競技、牽引又は後押しに利用すること
- ⑬ シェアリング自転車等を本来の利用目的を超えて長時間占有する行為（翌日の利用を見越して自宅や事業所内に留置く等）
- ⑭ シェアリング自転車の車種ごとに定められた適応身長（目安）外の会員が利用すること
- ⑮ 13歳未満の場合、ヘルメットを着用せずに利用すること。
- ⑯ サイクルシェアリングシステムや当社のウェブサイトに対するウェブスクレイピング（web scraping）、ウェブクローラー（web crawler）、ウェブスパイダー（web spider）など名称の如何を問わずコンピュータソフトウェア技術を用いウェブサイトから自動的に情報を収集すること、その他システムに過度の負荷を掛け、又は安定したサービス提供に支障をきたす恐れがある一切の行為。
- ⑰ 当社（運営事務局を含む）の指示に従わない利用
- ⑱ 国内の法令、条例に反する行為をするための手段としての利用
- ⑲ その他、法令、条例又は公序良俗に反する行為。

## 第28条（放置自転車に対する処置）

1. 会員が、前条第9号で禁止する場所にシェアリング自転車を駐輪した（以下「放置」と

いう)とき、会員は、放置自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金、当社または運営事務局のシェアリング自転車の回収に要する費用その他当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

2. 前項の場合において自治体及び警察等から当社に対して自転車の放置について連絡があった場合、当社は会員に連絡し、速やかにシェアリング自転車を当社または運営事務局の指定する場所に移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、会員は、これに従うものとします。
3. 当社が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、会員は、この費用を当社に対して速やかに支払うものとします。

#### **第29条 (シェアリング自転車の返還義務)**

会員は、シェアリング自転車の返還にあたり、通常の利用による損耗を除き借り受けた時の状態で返還するものとし、備品を含むシェアリング自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が会員の責に帰すべき事由によるときは、会員は、シェアリング自転車の修理、再調達費用など原状回復に要する一切の費用を負担するものとします。

#### **第30条 (シェアリング自転車が返還されない場合の処置)**

1. 当社は、各契約タイプに定められた利用可能時間を超過しても会員がシェアリング自転車を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員の所在が不明などの事情によりシェアリング自転車が乗り逃げされたものと当社が判断したときは、入会契約を解除するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。
2. 前項に該当することとなった場合、会員は、返還されるまでの利用料金、シェアリング自転車の回収及び探索に要した費用などの他、当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。
3. 当社は、天災地変その他の不可抗力等会員の責に帰すべき事由によらない事情により、サイクルシェアリングシステム運営時間を経過しても会員からシェアリング自転車が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、直ちに運営事務局に連絡し、その指示に従うものとします。

#### **第31条 (賠償責任)**

会員は、本規約の各条項に定めるほか、会員がシェアリング自転車を利用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

## 第7章 免責

### 第32条（免責）

会員は、理由の如何に関わらず、シェアリング自転車を利用したこと、またはシェアリング自転車が利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社がシェアリング自転車の利用の対価として当該会員より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

## 第8章 お客様情報とその利用

### 第33条（GPS機能）

会員は、シェアリング自転車に全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されており、当社のシステムにシェアリング自転車の現在位置、通行経路等が記録されること及び当社が当該記録を以下に定める場合において利用することを異議なく承認します。

- ① 利用終了時にシェアリング自転車が所定の返却場所に返還されたことを確認する場合。
- ② 第32条第1項に該当する場合その他当社のサイクルシェアリングシステムの管理のためシェアリング自転車の現在位置、通行経路等を、GPS機能を利用することにより当社が認識する必要があると判断した場合。
- ③ 会員によりよい商品、サービスを提供するため等、さらなる会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。
- ④ 会員の固有情報および個人情報を消去したうえで、シェアリング自転車の運行管理や運行データの利用技術等の研究開発のために利用する場合。
- ⑤ 法令や政府機関等により要求されて開示する場合。

### 第34条（お客様情報の利用）

1. 当社は、本規約による申込みおよび入会契約、登録情報の変更、シェアリング自転車等に搭載されたGPSによる位置情報・走行ルート情報その他の事業実施に伴って取得した会員の個人情報を、下記の目的の範囲内で利用するものとします。

[利用目的]

- (1) 会員の特定

- ① 会員登録申込者、会員を特定するため
- ② サービスのご利用時に、会員の個人認証（本人確認）を行うため

- (2) 電子メール・ダイレクトメールなどによる情報のご提供及びご通知・ご連絡

- ① 当社及び当社グループ会社の商品・サービス等に関する情報（宣伝・広告を含む）、催し物の案内などをご提供するため
- ② 当社に情報の送付を委託した第三者が取り扱う商品・サービス等に関する情報（宣伝・広告を含む）、催し物のご案内などをご提供するため
- ③ その他、会員にご通知・ご連絡をするため

- (3) 物品の発送
    - ① キャンペーン品・モニター品・当選賞品などを発送するため
    - ② ご依頼品、ご購入品、お申込品などを発送するため
  - (4) その他のサービスの運営・ご提供
    - ① 会員のサービスのご登録状況及びご利用状況を把握するため
    - ② 入会の申込みや承諾などに当たり、適切な判断や対応を行うため
    - ③ シェアリング自転車等の利用にかかる料金請求を行うため
    - ④ 入会契約、個別契約等の管理を適切に行うため
    - ⑤ 契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行うため
    - ⑥ サービスや商品、イベントやキャンペーンをご案内するため
    - ⑦ アンケート調査・モニター調査を実施するため
    - ⑧ 会員からのお問い合わせ、ご相談などを受け付け、対応するため
    - ⑨ サイクルシェアリングシステムの管理に必要な連絡、バージョンアップなど、会員へのサービス（アフターサービスを含む）をご提供するため
    - ⑩ その他、当社がサービスを運営・提供し、当社を除くサービス運営会社がサービスを運営・ご提供できるようにするため
  - (5) 商品・サービス等の企画、開発等
    - ① 商品・サービス等を企画、開発等のための情報収集を目的としたグループインタビュー、アンケート調査、モニター調査等を実施するため
    - ② 運営上または経営上必要な統計資料の作成など、各種の管理および分析を行うため
    - ③ 実施する事業の効果検証において、会員へのアンケートやヒアリングによる情報収集および分析を行うため
  - (6) その他
    - ① 個人情報の利用目的の変更に対するご通知をし、同意を得るため
    - ② その他、別途会員から同意を得た範囲内で利用するため
2. 会員の個人情報は、法令に規定のある場合を除くほかは、予め会員の同意を頂くことなく、外部に提供されないものとします。ただし、以下の利用目的に該当する場合、会員から特にお申し出がない限り、本事業のサービス提供のための通常業務として必要な範囲において、会員の個人情報を第三者に提供する場合があります。
- サイクルシェアリングシステムの運営管理、他の事業者や行政機関等からの照会への対応、サービスの提供に際してご家族等への利用状況の説明、緊急時の医療機関等への情報提供
- また、統計情報等個人を特定できない形態にしたうえで、研究、マーケティングその他当社の事業目的で自ら利用し、または第三者に提供することがあります。

3. 当社は、本事業の実施にあたり、業務の一部を外部に委託しております。委託先に対しては、契約等にて個人情報保護に関する監督を行なっております。委託する主な業務の内容は次の通りです。

コンピュータ事務、代金決済事務、会員の管理、会員からの問合せ対応、シェアリング自転車の移動・回収・充電・メンテナンス等のサイクルシェアリングシステムの運営管理にかかる事務

4. 本規約に従って取得した個人情報を取扱う会社および個人情報保護管理者は以下のとおりとします。

パナソニック サイクルテック株式会社 個人情報保護推進責任者

5. 個人情報の提供

取得した個人情報は、当社グループ関係会社より対応させていただくことが適切と判断される場合には、お客様の氏名、連絡先等を当社グループ関係会社へ紙または電子媒体で提供することがあります。この場合、お客様は当社に対し当社グループ会社への個人情報の提供を停止するよう請求することができます。

6. 個人情報の取り扱いの委託について

取得した個人情報の取り扱いの全部又は一部を、上記利用目的に必要な範囲において委託することがあります。また、受託者はさらに委託することがあります。

7. 会員は、当社に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、当社が保有する個人情報が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。なお、当社に対する、個人情報の開示・訂正・削除等についての問い合わせや、利用・提供中止、その他の意見の申し出等に関しては、次の窓口において受け付けます。

お問い合わせ先：パナソニック サイクルテック株式会社

mail：[pct.csl@gg.jp.panasonic.com](mailto:pct.csl@gg.jp.panasonic.com)

土日祝日、年末年始等長期休暇の場合翌営業日以降のご対応になる場合や、ご回答までにお時間をいただく場合もございます。

## 第9章 雑則

### 第35条（規約の変更）

当社が本規約を改訂した場合、会員より登録頂いたメールにて変更のご案内をするものとします。なお会員は連絡先変更が生じた場合は速やかに当社に連絡するものとし、変更情報の連絡なく、ご案内が届かない場合について当社は何ら責任を負わないものとする。

### 第36条（通知など）

会員に対する当社からの通知及び連絡等は、入会契約時に登録した電話番号またはメールアドレスに行き、その発信時に通知及び連絡等の効力が発生するものとし、応答ができな

ったこと、メールの不到達、または、メールを即時に確認ができなかったことによる不利益は会員が負うものとします。また、会員は、当社からのサービスに関する告知や広告、宣伝のメールを受信することに同意頂きます。

#### **第37条（遅延損害金）**

会員は、本規約、入会契約又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

#### **第38条（管轄裁判所）**

本規約、入会契約又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第39条（利用料無料キャンペーン期間の利用）**

1. 当社が利用料無料キャンペーンを行う場合、その期間中におけるシェアリング自転車の利用は、当該期間中に、アンケートやヒアリング等、当社のマーケティング情報の収集にご協力頂ける会員のみ利用ができるものとします。
2. 利用料無料キャンペーン期間中のシェアリング自転車の利用は、60分以内に留め、それまでにポートに返却するものとします。万一、利用開始から返却までの時間が60分を超えることが見込まれるに至った場合、速やかに運営事務局に連絡し、その指示に従うものとします。

#### **第40条（退会）**

1. 会員は、退会を希望される場合、当社所定の方法により、その旨を当社にご通知いただき、当社にて退会手続きが完了した日をもって退会いただきます。なお、利用料金の支払い等会員の当社に対する債務が残っている場合は、退会手続き後も当社からの請求が続くことがあります。
2. 前項の退会のご通知の際、ご登録いただいている電子メールアドレスに変更があり、会員による変更届出が行われていないなど手続き上の不備があった場合、退会手続きが完了しない場合があります。
3. 当社は、退会された会員の会員情報を3年間保存した後、抹消いたします。

#### **第41条（言語）**

本規約の支配言語は日本語とします。本規約の英語訳は、参照のために作成されたもので、もし、解釈上の食い違いが生じたときは日本語による本規約が優先されます。

The governing language of this terms and conditions shall be Japanese and an

English translation hereof is made for reference. If discrepancy in interpretation arises, the Japanese version shall prevail.

《当社の定める所定の事項》

項目	内容
ウェブサイト (3Ⅱ、10、11Ⅱ、20Ⅱ)	当社のホームページ、当社グループ会社のホームページ、当社が別途開設するウェブサイト、または、運営事務局事業者のホームページのいずれかに公表いたします。
返還手続き (14Ⅰ)	ポートにある空きの駐輪ラックに前向きで駐輪し、施錠の上、手元スイッチをオフにします。
支払い方法 (22Ⅰ)	クレジットカードでのお支払いとなります。 使用可能なクレジットカードは、VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club の5種類となります。
支払日 (22Ⅰ)	ご登録頂いたクレジットカードの引き落とし日となります。詳しくは、カード会社にお尋ねください。
不測時の支払い方法 (22Ⅱ)	ご登録頂いたクレジットカードによる支払い、現金振込み（振込手数料は会員負担となります）、運営事務局への現金支払いとなります。
退会方法 (40Ⅰ)	当社が別途開設するウェブサイトに必要な事項を入力して送信頂きます。
退会手続き完了日 (40Ⅱ)	当社が別途開設するウェブサイトから退会の通知が当社に到着し、退会通知の受信確認メールが会員に届いた時点で退会となります。

《車種ごとに定められた適応身長（目安）》（29条14号関連）

グリッター		142cm 以上
SW		147cm 以上



J コンセプト		142～173cm
---------	---	-----------

\*カラーは実物と異なることがあります。

\*ここに該当の車種がない場合は、当社ホームページでご確認ください。

[https://cycle.panasonic.com/products/eb\\_fashion.html](https://cycle.panasonic.com/products/eb_fashion.html)